

# 平均障害程度区分等の求め方

## 1. 原則の取扱い

- 生活介護及び施設入所支援については、前年度の平均障害程度区分等に応じて、人員配置や報酬単価が決定する仕組みとしているが、当該前年度の平均障害程度区分等については、以下の算式により求めることとする。

### (平均障害程度区分)

- ・  $(\text{区分2に該当する前年度の延べ利用者数} \times 2 + \text{区分3に該当する前年度の延べ利用者数} \times 3 + \text{区分4に該当する前年度の延べ利用者数} \times 4 + \text{区分5に該当する前年度の延べ利用者数} \times 5 + \text{区分6に該当する前年度の延べ利用者数} \times 6) / \text{総延べ利用者数}$

※ 算出結果については、小数点第2位を四捨五入することとする。

### (区分5・6の者の割合)

- ・ 平均区分5.0以上の場合： $(\text{区分6に該当する前年度の延べ利用者数}) / \text{総延べ利用者数}$
- ・ 平均区分5.0未満の場合： $(\text{区分5に該当する前年度の延べ利用者数} + \text{区分6の前年度の延べ利用者数}) / \text{総延べ利用者数}$

※ 算出結果については、小数点第1位を四捨五入することとする。

(注) 上記「総延べ利用者数」については、経過措置による生活介護の利用者、自立訓練等の利用者を除く。

【具体的なイメージ】

利用者	障害程度区分(a)	月	火	水	木	金	延べ利用者数(b)	(a) × (b)
A	5	○		○	○	○	4人	20
B	4	○	○	○	○	○	5人	20
C	3		○	○	○	○	4人	12
D	6	○		○		○	3人	18
E	4	○	○	○	○	○	5人	20
合計		4人	3人	5人	4人	5人	21人	90



- ・平均障害程度区分： $90 \div 21 \text{人} = 4.28 \rightarrow 4.3$  (小数点第2位四捨五入)
- ・区分5・6の者の割合： $(\text{区分}5:4\text{人} + \text{区分}6:3\text{人}) \div 21\text{人} = 33.3\% \rightarrow 33\%$  (小数点第1位四捨五入)

## 2. 旧支援費施設が新体系へ移行する場合の取扱い

- 旧支援費施設が新体系へ移行する場合の平均障害程度区分等の算定については、新体系への移行を申請した日の前日から直近1ヶ月の平均障害程度区分等によって求めることとする。
- なお、申請段階における平均障害程度区分については、移行後3ヶ月間の実績により、見直すことができることとする(以降、毎年度4月1日を基準に見直し。)

## 3. 新規事業者が新体系へ参入する場合の取扱い

- 新体系へ新規参入する事業者の平均障害程度区分等の算定については、登録人員の障害程度区分などから推計した平均障害程度区分等を、移行後3ヶ月間、暫定的に適用する。
- なお、申請段階における平均障害程度区分については、移行後3ヶ月間の実績により、見直しを行うものとする(以降、毎年度4月1日を基準に見直し。)